

堺市公報 第3号	平成30年1月12日発行
 堺市公報	発行
	堺市(総務局行政部法制文書課)
	堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 介護保険法第79条第1項に基づく指定居宅介護支援事業者の指定について
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 1
- 介護保険法第70条第1項に基づく指定居宅サービス事業者の指定について
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 2
- 介護保険法第115条の2第1項に基づく指定介護予防サービス事業者の指定について
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 3
- 介護保険法第78条の2第1項に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定について
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】 3
- 道路法に基づく市道路線の区域決定及び供用開始について
【建設局土木部路政課】 4
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
【建設局土木部路政課】 6

告 示

堺市告示第5号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条第1項の規定に基づき、同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成30年1月12日

堺市長 竹山修身

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人幸雪会	ケアプランセンター遊陶里	堺市中区福田541番1	平成30年1月1日	居宅介護支援
有限会社ニコニコドラッグ	ケアプランセンターニコニコ	堺市美原区北余部40-30	平成30年1月1日	居宅介護支援

~~~~~  
堺市告示第6号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づき、同法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示する。

平成30年1月12日

堺市長 竹山修身

| 事業者の名称            | 事業所の名称                  | 事業所の所在地            | 指定年月日     | サービスの種類 |
|-------------------|-------------------------|--------------------|-----------|---------|
| ソレイユ株式会社          | わかば訪問看護ステーション           | 堺市北区長曾根町1207番4号    | 平成30年1月1日 | 訪問看護    |
| 株式会社R E S O L A S | 訪問看護ステーションR E S O L A S | 堺市西区浜寺諏訪森町東三丁358番地 | 平成30年1月1日 | 訪問看護    |
| 株式会社松和            | まつわ介護サービス               | 堺市中区深井東町3189番地101号 | 平成30年1月1日 | 訪問介護    |
| 株式会社凜             | 訪問介護 c o c o            | 堺市南区桃山台一丁3番31-104号 | 平成30年1月1日 | 訪問介護    |
| 合同会社レア            | ケアサポートおはな               | 堺市中区深井中町761番地3     | 平成30年1月1日 | 訪問介護    |
| 株式会社プレモ           | プレモヘルパーステーション           | 堺市堺区北清水町二丁2番18号    | 平成30年1月1日 | 訪問介護    |
| 株式会社ベストライフはるか     | ひだまり訪問介護                | 堺市中区宮園町2番11号       | 平成30年1月1日 | 訪問介護    |
| 株式会社ライトヴィジョン      | ケアステーションロコ              | 堺市北区長曾根町130番地42    | 平成30年1月1日 | 訪問介護    |

~~~~~  
堺市告示第7号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の2第1項の規定に基づき、同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10第1号の規定により告示する。

平成30年1月12日

堺市長 竹山修身

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
ソレイユ株式会社	わかば訪問看護ステーション	堺市北区長曾根町1207番4号	平成30年1月1日	訪問看護
株式会社RESOLAS	訪問看護ステーションRESOLAS	堺市西区浜寺諏訪森町東三丁358番地	平成30年1月1日	訪問看護

~~~~~  
堺市告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、同法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

平成30年1月12日

堺市長 竹山修身

| 事業者の名称       | 事業所の名称     | 事業所の所在地          | 指定年月日     | サービスの種類   |
|--------------|------------|------------------|-----------|-----------|
| 泉州ケアサービス株式会社 | だんらんの家浜寺石津 | 堺市西区浜寺石津町中三丁3-17 | 平成30年1月1日 | 地域密着型通所介護 |

堺市告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 市 道 路 線 区 域 決 定 調 書

| 整理番号  | 路線名            | 起終点                                      | 敷地の            |        | 備考 |
|-------|----------------|------------------------------------------|----------------|--------|----|
|       |                |                                          | 幅員m            | 延長m    |    |
| 7334  | 草部原田2号線        | 西区草部1655番11地先<br>西区原田911番11地先            | 6.70<br>6.72   | 208.39 |    |
| ^1024 | 原田草部1号線        | 西区原田84番6地先<br>西区草部1628番2地先               | 6.70<br>6.72   | 285.37 |    |
| ^1018 | 浜寺石津西62号線      | 西区浜寺石津町西5丁303番1地先<br>西区浜寺石津町西5丁309番1地先   | 3.94<br>4.00   | 71.54  |    |
| ^1019 | 浜寺石津西浜寺諏訪森西5号線 | 西区浜寺石津町西5丁299番13地先<br>西区浜寺諏訪森町西1丁17番3地先  | 4.35<br>4.86   | 74.38  |    |
| ^1020 | 浜寺諏訪森西42号線     | 西区浜寺諏訪森町西1丁22番14地先<br>西区浜寺諏訪森町西1丁19番10地先 | 10.95<br>18.00 | 55.54  |    |
| ^1021 | 浜寺諏訪森西43号線     | 西区浜寺諏訪森町西1丁20番1地先<br>西区浜寺諏訪森町西1丁25番5地先   | 4.00<br>4.38   | 33.96  |    |
| ^1022 | 浜寺諏訪森西44号線     | 西区浜寺諏訪森町西1丁35番8地先<br>西区浜寺諏訪森町西2丁79番3地先   | 3.80<br>5.36   | 79.28  |    |
| ^1023 | 浜寺諏訪森西45号線     | 西区浜寺諏訪森町西1丁33番6地先<br>西区浜寺諏訪森町西1丁33番15地先  | 4.70<br>4.72   | 16.85  |    |
| ‡458  | 北三国ヶ丘12号線      | 堺区北三国ヶ丘町1丁5番29地先<br>堺区北三国ヶ丘町1丁5番33地先     | 5.70<br>5.70   | 25.70  |    |
| ^1017 | 土師211号線        | 中区土師町2丁351番8地先<br>中区土師町2丁351番5地先         | 4.70<br>4.70   | 30.01  |    |
| ‡222  | 石津52号線         | 堺区石津町3丁1240番56地先<br>堺区石津町3丁1240番62地先     | 4.70<br>6.70   | 45.35  |    |
| ‡942  | 東上野芝32号線       | 堺区東上野芝町1丁109番14地先<br>堺区東上野芝町1丁109番8地先    | 5.70<br>5.70   | 74.85  |    |
| ‡544  | 新家52号線         | 中区新家町759番13地先<br>中区新家町700番1地先            | 5.70<br>6.70   | 25.19  |    |
| ‡719  | 鳳西97号線         | 西区鳳西町3丁733番2地先<br>西区鳳西町3丁728番3地先         | 4.70<br>4.70   | 39.90  |    |
| ^1015 | 浜寺昭和47号線       | 西区浜寺昭和町5丁652番3地先<br>西区浜寺昭和町5丁650番8地先     | 4.70<br>4.70   | 34.14  |    |
| ^1016 | 浜寺元48号線        | 西区浜寺元町5丁749番5地先<br>西区浜寺元町5丁749番5地先       | 4.70<br>4.70   | 24.35  |    |
| ‡863  | 宮山台43号線        | 南区宮山台4丁1番66地先<br>南区宮山台4丁1番62地先           | 5.70<br>5.70   | 52.57  |    |

堺市告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

平成30年1月12日

堺市長 竹山修身

1 道路の種類 市道

2 路線名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

## 道 路 区 域 変 更 調 書

| 路線名  | 区間<br>から<br>まで | 敷地の |              | 備考              |
|------|----------------|-----|--------------|-----------------|
|      |                | 旧   | 幅員m          |                 |
| 畠7号線 | 南区畠830番13地先    | 旧   | 6.85<br>7.18 | 6.13            |
|      | "830番13地先      | 新   | 7.38<br>7.62 | 6.13<br>(A0948) |